

# 別紙 1 複数国籍の弊害について

---

## 1 国が主張する複数国籍の弊害

- ① 外交保護権の衝突
- ② 兵役義務の衝突
- ③ 納税義務の衝突
- ④ 適正な入国管理の阻害
- ⑤ 重婚の発生
- ⑥ 単一国籍者が得られない利益を享受する者の発生

---

## 2 検討結果の要約（詳細は別表）

### ① 外交保護権の衝突

国際慣習法やノッテボーム事件判決（国際司法裁判所 1955 年 4 月 6 日）で解決済み（甲 44-2、甲 18・117 頁、甲 16・32～35 頁）

また、衝突を避けたいなら、具体的状況に応じて外交保護権（具体的には相手国への損害賠償請求権）を行使しなければよい。

### ② 兵役の衝突

日本に兵役はない。現在の憲法は徴兵制度を禁止しており（憲法 13 条、18 条、1980 年 12 月 5 日提出の政府答弁書）、非現実的な想定。

仮に生じうるとしても、衝突（重複）による不利益への対処は個人の選択の問題。重複を避けたいなら、いずれかの国籍の離脱や良心的兵役拒否もありうる。国が先回りして心配し、日本国籍をはく奪して回避すべき問題ではない。

### ③ 納税義務の衝突

納税義務は通常、国籍によらない。国籍による納税義務を日本政府が創設した場合、それが嫌な複数国籍者は日本国籍を離脱して解決できる。国が先回りして心配し、日本国籍をはく奪して回避すべき問題ではない。

### ④ 適正な入国管理の阻害

日本国籍者の日本への入出国は憲法上の権利として保障されている。有効な旅券を用いる限り、阻害はない。

出国・入国で異なる旅券が使われたとしても、具体的場面を想定して検証すれば実害がないことがわかる。

「二重国籍の方が外国のパスポートで日本に入ってきて日本でパスポートを取って出国すると不法残留に数字上は載ってしまいます。これは別に実害があるわけではありません」（2006 年 3 月 16 日参議院法務委員会、河野太郎法務副大臣の答弁）

### ⑤ 重婚の発生

複数国籍とは無関係。

### ⑥ 単一国籍者が享受できない利益を享受する者の発生

法律論ではなく単なる感情論。意味不明。